

低入札価格調査実施要領

1 調査の趣旨

この要領は、一定の基準価格を下回った入札があった場合に、自動的に失格とする最低制限価格制度とは異なり、その入札価格で適正な工事の施工が可能かどうか等の調査を実施することにより、ダンピングの防止を図り、公共工事の適正な施工の確保を図るものとする。

2 調査の根拠法令等

調査の根拠とする法令等は次のとおりである。

(1) 地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第167条の10第1項

「普通地方公共団体の長は、一般競争入札により工事又は製造その他の請負の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる。」

(2) 施行令第167条の13

「第167条の7から第167条の10までの規定は、指名競争入札の場合にこれを準用する。」

(3) 和歌山県財務規則第104条

「令第167条の10第1項の規定に適合すると認めるときは、当該措置を必要とする理由を明らかにし、次順位者を落札者とするものとする。」

3 用語の定義

(1) この通知中「入札執行者」とは、入札の執行に関する事項についての専決をすることができる者のことをいう。

(2) この通知中「工事担当課」とは、工事を執行する課のことをいうが、本庁で行った入札（以下「本庁入札」という。）の場合は、本庁の事業主管課のことをいう。

(3) この通知中「調査者」とは、工事担当課長と入札執行担当課長をいう。

4 調査対象工事

原則として、予定価格（税込み）が1億円以上の工事を対象とする。

5 調査基準価格の設定及び算定

施行令第167条の10第1項に規定する契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準を設けるものとし、それはその者の申込みに係る価格が、契約ごとに10分の7から10分の9の範囲で定める割合を予定価格に乗じて得た額に満たない場合とする。

また、調査基準価格の算定は予定価格の算出の基礎となる仕様書、設計書等により入札執行者が算定する。

なお、契約ごとに10分の7から10分の9の範囲で定める割合の算定方法は次のとおりとする。

(1) 次に掲げる額の合算額に100分の105を乗じて得た額に一定の範囲で無作為に発生させた係数(ランダム係数)を乗じた額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の9を超える場合にあっては10分の9とし、10分の7に満たない場合にあっては10分の7とする。

ア 直接工事費の100分の95を乗じて得た額

イ 共通仮設費の100分の90を乗じて得た額

ウ 現場管理費の100分の80を乗じて得た額

エ 一般管理費の100分の30を乗じて得た額

(2) 特別なものについては、(1)の算定方法にかかわらず10分の7から10分の9の範囲内の割合とすることができる。

6 特別重点調査

施行令第167条の10第1項に規定する契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によって、その者により当該契約内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあると認められた場合、入札執行者は直ちに低入札価格入札者が入札時に提出した入札書及び工事費内訳書の金額を分析し、下表の上欄に掲げる各費用の額のいずれかが、予定価格の積算内訳である同表上欄に掲げる各費用の額に同表下欄に掲げる率を乗じて得た額に満たない者を、特別重点調査の対象者と決定する。

直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
75%	70%	70%	30%

なお、特別重点調査の対象者について低入札価格調査(特別重点調査)を実施するときは、12に定める調査様式に記載の添付資料を求めるなど、特に重点的に調査を実施するものとする。

7 入札参加者への周知

入札執行者は、次の事項の周知に努めるものとする。

(1) 低入札価格調査制度を採用すること。

(2) 調査基準価格を下回った入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法。

(3) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、総合評価における最高値の評価の者(以下「最高評価値入札者」という。)であっても、また総合評価方式でない入札においては最低の入札価格を提示した者(以下「最低価格入札者」という。)であっても必ずしも落札者とならない場合があること。

(4) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、事後の調査(事情聴取)に協力すべきこと。

8 調査における留意点

- (1) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、入札書における入札金額と工事費内訳書における工事価格計額が同額でなければならない。この場合において、同額でない場合は失格となるものであること。
- (2) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、12 の各号に掲げる調査様式を提出しなければならないこと。なお、調査様式の提出を求められた者は、提出を求められた日から起算して5日以内（和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に規定する県の休日を含まない。）に提出しなければならないこと。この場合において、調査様式の提出が全くなかった場合は、調査を実施することなく失格となるものであること。
- (3) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、提出する12の調査様式（「積算内訳書」（様式3-1））の各費用（直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等、工事価格計）について、入札時に提出された工事費内訳書の各費用（直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等、工事価格計）と同額でなければならない。この場合において、同額でない場合は失格となるものであること。
- (4) 調査基準価格を下回った入札を行った者との契約に係る契約保証金及び契約解除の場合の違約金を支払うべき額は、通常の請負契約書の記載額（請負代金額の10分の1以上）と異なる（請負代金額の10分の3以上）こと。
なお、契約保証を受けられない場合は、契約はできないものであること。
- (5) 調査基準価格を下回った入札を行った者で契約者となった者は、下請金額に関わらず、施工体制台帳（標準例参照）及び施工体系図（掲示例）を提出（契約書の写しを含む。）しなければならないこと。また、工事中、工事完了後、施工体制台帳の内容と実態について調査を行う。（特記仕様書においても明示、9による。）
- (6) 過去2カ年度と当該年度の公告日の前日までに完成し、引渡し完了した和歌山県発注建設工事における工事成績評定点の平均点が65点未満の場合又は工事成績評定の実績がない場合は、監理（主任）技術者とは別に同等の要件を満たす専任の補助技術者を配置すること。
なお、共同企業体としての工事成績評定の実績は出資比率20%以上のものに限ることとし、また、構成員の内1社でも工事成績評定点の平均点が65点未満の場合又は工事成績評定の実績がない場合は、共同企業体の代表者が補助技術者を配置すること。
- (7) 土木工事施工管理基準等で定められた品質管理基準に示される施工に関する試験頻度、及び技術提案をした施工に関する試験頻度について2倍とすること。
- (8) 低入札価格調査時の積算内訳書（12の（3）の様式3-1）と工事完了後の実績を対比するため、調査表（17の（1）の様式9及び9-1）の提出を求めること。また、ヒアリングを実施する場合があること。（特記仕様書においても明示、9による。）
- (9) 下請代金の不払いや支払い期間が不適切でないか等を調査するため、調査表（17の（2）の様式10）の提出を求め、ヒアリングを実施すること。

9 特記仕様書への明示

次に掲げる事項を特記仕様書において明示するものとする。

- (1) 調査基準価格を下回る価格で落札した場合においては、請負者は、下請金額に関わらず、施工体制台帳及び施工体系図を入札執行者に提出（契約書の写しも含む。）しなければならない

らない。

- (2) (1) の書類の提出に際し、その内容のヒアリングを入札執行者から求められた場合は、請負者は応じなければならない。
- (3) 調査基準価格を下回る価格で落札した場合においては、共通仕様書に基づく施工計画書の提出に際して、その内容のヒアリングを入札執行者から求められたときは、請負者は応じなければならない。
- (4) 調査基準価格を下回る価格で落札した場合において、調査時と工事完了後の実績とを対比した書類を提出し、かつその内容のヒアリングを入札執行者から求められたときは、請負者は応じなければならない。また、入札執行者が関係の下請負者の同席を求める場合は、請負者は応じなければならない。
- (5) (1) から (4) の提出等の指示に違反し、施工体制台帳を提出せず、又はヒアリングに応じなかった場合には、和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（平成16年6月15日制定）に該当するものとし、入札参加資格停止とする。

10 入札の執行

- (1) 調査対象工事が、和歌山県が設置する和歌山県公共工事等電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により入札を行う工事については、次のとおり取り扱うこととする。

入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札執行者は、落札を保留し、すべての入札者に対して「保留通知書」を電子入札システムから発行し、調査基準価格を下回っているすべての入札者（低入札価格提示者）に対し 12 の調査様式の提出を指示し、低入札価格提示者のうち最高評価値入札者（総合評価方式でない入札においては最低価格入札者）に、調査を実施する旨告げる。（調査実施に係る通知文書は、別途、送付又は手渡す。）

なお、調査対象工事については開札から落札決定まで不測の日数を要する可能性があることから、低入札価格調査に着手した日以降において当該工事の入札者から入札経過について問い合わせがあった場合は、その者の総合評価順位（総合評価方式でない入札においては入札価格順位）のみ回答するものとする。

- (2) 調査対象工事が、電子入札によらず紙媒体による入札書を使用して入札を行う工事については、次のとおり取り扱うこととする。

入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札執行者は、入札者に対して「保留」と宣言し、調査基準価格を下回っているすべての入札者（低入札価格提示者）に対し 12 の調査様式の提出を指示し、低入札価格提示者のうち最高評価値入札者（総合評価方式でない入札においては最低価格入札者）に、調査を実施する旨告げる。（調査実施に係る通知文書は、別途、送付又は手渡す。）

11 調査の実施

調査は、低価格で入札した理由等について、12 の提出様式に基づき速やかに実施するとともに、以下の内容についても併せて実施するものとする。

- (1) 経営内容・経営状況

- (2) 信用状態
- (3) その他必要な事項

12 提出様式

- (1) 「低入札価格調査報告書」(様式1)
- (2) 当該価格により入札した理由(「入札理由書」(様式2))
- (3) 入札金額の積算内訳
 - (「積算内訳書」(様式3-1))
 - (「下請予定内容報告書」(様式3-2))
 - (「共通仮設費(率分)内訳書」(様式3-3))
 - (「現場管理費内訳書」(様式3-4))
 - (「一般管理費内訳書」(様式3-5))
 - (「資材単価一覧表」(様式3-6))
 - (「機械損料・賃料一覧表」(様式3-7))
- (4) 技術者の配置予定(「配置予定技術者名簿」(様式4))
- (5) 手持ち資材の状況(「手持ち資材の状況」(様式5))
- (6) 資材購入先及び購入先と入札者との関係(「資材購入先一覧」(様式6))
- (7) 手持ち機械数の状況(「手持ち機械数の状況」(様式7))
- (8) 建設副産物の搬出地(「建設副産物の搬出地の状況」(様式8))

13 調査後の落札者の決定

- (1) 調査の結果適合した履行がなされないおそれがないと認められる場合の措置
入札執行者は、調査者が行った調査の結果、最高評価値入札者(総合評価方式でない入札においては最低価格入札者)の入札価格により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがないと認めたときは、各入札実施要領による落札者の決定にかかる所定の手続きを行う。
- (2) 調査の結果適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の措置
調査者は、調査の結果最高評価値入札者(総合評価方式でない入札においては最低価格入札者)が提示した入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めたときは調査の結果及び意見を記載した書面を作成し、入札審査会(本庁入札以外の場合は、地方入札審査会)(以下「審査会」という。)に提出し、意見を求めなければならない。

14 審査会の意見に基づく落札者の決定等

- (1) 審査会の意見が、調査者の意見(契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認める意見)と同一であった場合は、入札執行者は最高評価値入札者(総合評価方式でない入札においては最低価格入札者)を失格とし、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち総合評価において最高値の評価の者(総合評価方式でない入札においては最低の価格をもって申込みをした者)(以下「次順位者」という。)を最高評価値入札者(総合評価方式でない入札においては最低価格入札者)として各入札実施要領による落札候補者の決定にかかる所定の手続きを行う。なお、次順位者が調査基準価格を下回る入札者

であった場合は、10以降と同様の手続による。

- (2) 入札執行者は、審査会の意見が、調査者の意見（契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認める意見）と違う場合には、審査会の意見を尊重し、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがないと認められるものとして、各入札実施要領による落札者の決定にかかる所定の手続きを行う。

15 契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合

以下の場合、審査会は、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合に該当するものとして、最高評価値入札者（総合評価方式でない入札においては最低価格入札者）（次順位者同じ）を失格とし、入札執行者はその者に対し落札者に決定しないことを通知するものとする。

なお、判定基準については別紙判定基準のとおりとする。

- (1) 調査様式の提出がない場合
- (2) 調査に協力しない場合
- (3) 設計仕様等に適合しない場合
- (4) 積算内訳書算出根拠が適正でない場合
- (5) 建設副産物の処理が適正でない場合
- (6) 法令違反や契約上の基本事項違反等であると認められる場合
- (7) 上記の他、適正な工事の履行がなされないおそれがあると認められる場合

16 調査結果の概要等の公表

調査結果の概要等については、落札決定後、速やかに公表するものとする。

17 低入札調査時の積算と工事完了後の実績等対比

- (1) 調査者は、工事完了後速やかに、請負業者から工事完了後の実態について、調査票（様式9及び様式9-1）を提出させ、低入札価格調査時の積算内訳書と実態との対比、さらに調査者は、工事完了後速やかに、下請代金の不払いや支払い期間が不適切でないか等、請負業者から様式10「下請代金支払状況等調査表」を提出させ、請負業者、下請負者の双方に県積算とを対比する。なお、調査表の内容によっては、事情聴取を行うものとする。

(2) 下請業者への適正な支払確認等の実施

調査者は、工事完了後速やかに、下請代金の不払いや支払い期間が不適切でないか等、請負業者から様式10「下請代金支払状況等調査表」を提出させ、請負業者、下請負者の双方から、事情聴取を行うものとする。

なお、上記(1)(2)の事情聴取により、必要と考えられる者に対しては指導を行う。

また、その指導の結果によっては、次の措置を行うとともに、技術調査課長あて通知する。

- ア 口頭による嚴重注意
- イ 文書による嚴重注意
- ウ 悪質な場合は、その内容の公表（閲覧等）